

意見陳述

原告 金子 一 則

1 生育歴

私は、昭和17年に天草市新和町大多尾で生まれました。今年で72歳になります。生まれてから今まで大多尾で生活しています。

父は、私が小学校1年生のときに亡くなりました。そのとき、弟は3歳で、妹は母のお腹にいました。当時は今のように行政からの支援もなかったもので、母は一人で子どもを養うのに、とても苦勞していました。

2 曝露状況

私は、生活を支えるために、小学校5年生から漁に出ました。大多尾地区には3つの網元がありましたが、どこに住んでいるかによって、どの網元の船に乗るのが決まりました。私は、ふなべさんという網元の船に乗っていました。当時は、はつだ網という漁でイワシを捕っていましたが、人力で網を曳くため、6～7艘の船に40～50人の乗り子がいました。漁の場所は、魚群がどこにいるかで変わりましたが、獅子島から水俣沖にもよく行きました。

私は、夕方学校から帰ると、夜の7時頃から漁に出ました。出漁すると船の中で寝て、夜中の12時か午前1時ころに起きて、それから漁が始まります。小学生の頃は、網にかかった魚を揚げる船に乗って、魚を選別する作業等をしていました。

中学生になると、網を曳く船に乗って、曳き作業を手伝いました。魚がいれば、一晩に2～3回網を仕掛けました。漁場では、海面近くでフラフラと変な泳ぎをしている魚を時々見かけました。生きていれば、自分たちの食料にするために捕っていました。そうやって港に帰ってくるのは午前7時頃でした。

船からあがって家に帰るとき、船の親方が、その日の水揚げの中から魚をくれました。魚は桶に入れてくれますが、大体、5キロから10キロ位はありました。一日で食べきれぬ量ではありませんから、親が煮干しに加工したり、近所に配ったりもしていました。私は、漁から帰ると、そのまま登校しました。

一月に20日程、漁に出ていると思います。魚のほかに賃金ももらっていましたが、小学生は大人の3分の1程度でした。中学生になると、大人の半分程度はもらえました。もらったお金は、全部、親に渡して家計の足しにしていました。このような生活を中学卒業まで続けました。

私の家は母子家庭で余裕がなかったので、おかずを買うことなど考えられませんでしたし、買う必要がないほど沢山の魚をいつももらっていました。このような生活でしたので、食事は毎回魚でした。魚しかありませんから、毎食どんぶりに1杯位の魚を食べていました。

中学卒業後は、親戚の家で船大工の修行をして船大工になりました。しかし、船大工の仕事がいつもあるわけではありませんでしたから、船大工になった後も、夜は網元の船に乗って漁に出ていました。朝帰るときに魚をもらって帰る、ということも同じでした。このような生活は、28歳で船大工として独立する頃まで続けました。

このように、私は、幼い頃から働き、魚しか食べられないような生活をしてきました。それなのに、特措法の審査では、「メチル水銀の曝露がない」と言われました。

私が育った大多尾地区には3つの網元があります。3つとも、同じ漁場で同じ漁法で漁をしていました。しかし、特措法の審査では、そのうち1つの網元とその乗り子には曝露が認められ、他の2つの網元には「曝露が認められない」と言われました。熊本県に理由を尋ねましたが、はっきりとした回答はありません。到底納得できるものではありません。

3 現在の症状

いま、私の体は、手足がしびれ、65歳頃から右耳はほとんど聞こえなくなりました。手のしびれのために、字を書こうとしても手が震えて上手くかけません。はし等もしょっちゅう落とします。足のしびれはとてもひどくて、夜になると足がほてって眠れません。からす曲がりもしょっちゅう起きます。耳鳴りはいつもで、蟬の鳴くような音がしています。

前回の裁判の報道などで、水俣病の特徴として手足のしびれがあるということは知っていました。しかし、自分の手足のしびれが、水俣病のしびれであるとは考えもしませんでした。近所の人に誘われたので、特措法に申請するため検査を受けてみて、初めて、自分の体の色々な症状が水俣病であったとわかりました。

この苦しみを、是非ともわかっていただきたいと思います。

以上